

## 社会福祉法人福寿会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福寿会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、役員等とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員

### (出席報酬)

第3条 役員が理事会、評議員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。なお、理事長及び副理事長については別に定め支給しないものとする。

	報 酬 (日額)
理事・監事	8,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

	報 酬 (日額)
評議員	8,000円

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

	報 酬 (日額)
評議員選任・解任委員	5,000円

4 苦情解決第三者委員が苦情解決第三者委員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

	報 酬 (日額)
苦情解決第三者委員	5,000円

5 支給にあたっては、所得税法上報酬扱いとし、当法人による源泉徴収後の金額として支給する。

### (役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において法人及

び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支給するものとする。  
なお、理事長及び副理事長については別に定め支給しないものとする。

	報 酬 (日額)
理事及び評議員業務報酬	8,000円

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により報酬を支給するものとする。

	報 酬 (日額)
監事監査指導報酬	8,000円

3 支給にあたっては、所得税法上報酬扱いとし、当法人による源泉徴収後の金額として支給する。

(理事長及び副理事長報酬)

第5条 役員のうち、理事長に対しては月額200,000円、副理事長には月額300,000円を支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 理事長及び副理事長報酬については、法人職員の給与の支給方法及び支給日に準ずるものとし、それ以外の報酬等は、当該日に現金にて支給するものとする。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(役員報酬総額)

第8条 理事及び監事に対して、各年度の総額が7,000,000円を超えない範囲で支給する。ただし、職員給与を受けている理事は総額に含まれない。

附 則

この規程は、平成23年 3月 1日より施行する。

この規程は、平成25年 3月28日より施行する。(第2条2項、3項)

この規程は、平成25年12月10日より施行する。(第2条2項、3項)

この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。(第2条)

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成30年 1月 9日より施行する。